

「生涯学習」

— だれがその主役なのか? —

たなかかずとし
田中萬年

(職業能力開発総合大学校教授)

はじめに

「教育改革」は常に叫ばれてきた。1872 (明治5) 年の「学制」の制定、戦後の教育改革、そして1984 (昭和59) 年に設立された臨時教育審議会の答申であった。審議会は、「教育改革に関する第二次答申」(1986 (昭和61) 年) で、21世紀に向けての「生涯学習社会への移行」を中心に提言した。この答申は「第三の教育改革」ともいわれた。「学制」と戦後改革は実行に移されたが、臨教審の答申は十分に実行されてはいえない。このことは、これからの教育改革を考えるのであれば、臨教審が提起した「生涯学習」論の本質を再検討すべきであることを示している。

臨教審の答申後に実施されている“教育改革”は対症療法的であり、教育問題の根本的な治癒にはなっていないといえる。臨教審の答申に問題が無かつたわけではないが、その生涯学習論が完全に実施されなかった背景を含めて、その意味を再検討すべきことが、今日の教育改革に最も重要な課題なのではないだろうか。

しかし、その再検討は、従来の生涯学習論では困難である。つまり、これまでの多くの生涯学習論は臨教審が提起した「生涯学習」論を明確に位置づけていないからである。これまでの生涯学習論とは視座を変えて再検討しなければならない所以である。以下ではその試論を展開し読者のご批

判を得たい。

1 「生涯学習」の主役

さて、「生涯学習」の問題は「生涯」の言葉をどのように理解するかであらう。その人間の「生涯」を区分する方法にはいろいろある。乱暴ではあるが便宜的に下記のようにも分けることは可能である。

幼児期；誕生から小学校入学まで

就学期；小学校入学より学校卒業まで

就業期；就職 (就社) から退職 (退社) まで

余生期；退職から他界まで

上の4期に分けると、高学歴化と高齢化が進んでいると言っても平均すれば就業期が40年前後と最も長い。特に「生涯現役」という人もいる。「最も長い」と言うことは「最も多くの国民」が対象だということになる。また、女性の場合「就業期」に家庭に入っている人も少なくないが、近年は就業者も増加しており、女性とは異なるとあえて言う必要はなからう。

「主役」は最も長く演じる役者である、とすれば、上のように人生を区分すればそれは「就業期」の人々となる。つまり、「生涯学習」で最も重要な時期は「就業期」だということになる。その期の人は「就業者」であり「雇用者」であり「労働者」である。古くからの呼び名は職人である。

就業期の問題は、今日のよような技術革新の進展が早い時代は、学校で習得した知識はすぐに過去のものとなり、仕事を続けて行くためには、常に新しい仕事に関する知識と技術・技能を習得しなければならぬことになる。その新しい知識と技術・技能を必要とするのは労働者である。労働者とは庶民である。このことから、「生涯学習」とは「庶民の学習」の問題ということになる。しかし、「生涯学習」の主役がそのような庶民だということ認識はこれまであまりなかった。これは何故だろうか？

2 「生涯学習」の核心

「生涯学習」の言葉がわが国では曖昧に使用されている一つの理由として、それまでの「社会教育」という言葉にかわって「生涯学習」が使用され始めたこととも関係する。例えば、文部省の「社会教育局」が1988（昭和63）年に「生涯学習局」に再編されたことに端的に現れている。それらの言葉の間に「生涯教育」があるといえる。

「社会教育」と「生涯教育」、「生涯学習」の言葉が使用された時代的変遷を見るために、国立情報学研究所が全国の図書館に所蔵されている文献を整理しているリストを見る。そのリストにより、それらのタイトルを用いた図書を出版年代別に見たのが次の表である（再版、復刻、目録、行政報告等を除く）。なお、() 中の数字は副題に「生涯学習」を用いている著書であり、それらの言葉が同義語であることを示している。表によると、既に「生涯学習」の著書が「生涯教育」の2倍以上出版されていること、それは86年以降に集中していること、「社会教育」及び「生涯教育」の

表 「社会教育」、「生涯教育」、「生涯学習」を用いた著書の時期別出版数

出版年度	社会教育	同累積	生涯教育	同累積	生涯学習	同累積
～1945	6	6				
～1955	7	13				
～1965	6	19				
～1970	7	26	2	2		
～1975	5	31	3	5	1	1
～1980	1	32	4	9	0	1
～1985	9	41	2	11	1	2
～1990	4(2)	45	4(1)	15	8(3)	10(13)
～1995	4(2)	49	5(1)	20	11(3)	21(27)
～2000	3(1)	52	0	20	11(1)	32(39)
2001～	0	52	0	20	4	36(43)

著書は所蔵されなくなったこと等がわかる。このことは、先に述べたように「社会教育」、「生涯教育」と「生涯学習」の三者は連続していると言っていることを示している。しかし、これらの言葉の差異は明らかであろう。なお、1975年までに例外的に「生涯学習」を用いて発行された著書は、宮原誠一編著「生涯学習」（東洋経済新報社、昭和49年）である。

わが国での「生涯学習」の普及は上の表から、宮原氏の著書の影響と言えよう。臨時教育審議会の使用の後からであるといえる。この「生涯学習」の言葉は当時ヨーロッパでもあまり使われていず、これを使ったことに臨教審は確信があったといえる。それでは何故、臨教審は「生涯学習」を使ったのであろうか。

ところで、臨時教育審議会は、文部大臣の諮問機関である中央教育審議会を休止させて設置した内閣総理大臣の諮問機関であり、国の教育方針の審議を行った。答申の「生涯学習」の内容は、当然“ゆりかごから墓場までの学習論”であった。その中で、それまでの日本の生涯教育論には極めて弱かった職業能力開発を位置づけたのが大きな特徴であった。何故、臨時教育審議会は「生涯学習」を強調したのであろうか。

21世紀を待つまでもなく、技術革新は進み、ME化、ロボット化からITの時代になってきている。このような技術革新が進展する社会では、学校教育だけではその後の長い職業生活を続けることは困難である。労働者のための教育、「成人教育」を重視しなければならぬ理由がここにあった。しかし、この答申は教育界の各方面から批判された。批判の中心は「生涯学習」が学校教育中心からの脱却を目指していることにあった。

しかし、ユネスコの「成人教育の発展に関する勧告」（1976年）でも「成人教育の発展は、生涯教育との関連で……社会的および経済的平等をいっそう増進させる手段として必要」とし、また「成人教育は、生涯教育の不可分の一部として、経済的および文化的発展……に決定的に貢献しうる」と前文で述べ、「成人とみなされる人々が、その能力を発達させ、知識を

豊かにし、技術的もしくは専門的な資格を向上させ」と定義しているように、成人教育の中心は「職業能力開発」である。同様に先に紹介した宮原氏は編著の序章「生涯学習とはなにか」で、「勤労大衆を中心とする国民の教育権の立場から、既存の成人教育の体制が改ざられなければならない。」と述べているように、労働者の教育問題を重視しているが、「勤労大衆を中心」とした「生涯学習」を保障することを論じた具体的な本章はない。その後もその論旨を引き継ぐ論はほとんど出ていない。

ところで、教育と学習は同時に進行しているものである。しかし、これを動詞的に用いると全く立場が異なる。「教育する」とは他動詞であり、「学習する」とは自動詞である。つまり、それらの責任を考えれば問題は明らかである。「教育する」責任は政府であり、「学習する」責任は国民(本人)である。「Lifelong Education」を「生涯学習」として提案したのは、明らかに責任の転換である。「学習」という言葉の問題はここにある。つまり、両者の主体の違いである。最近花盛りである「生涯学習」論もこの問題を明確にしている嫌いがなきにしもあらずである。

また、先のユネスコの勧告では、原則の(a)にて、「教育上最も恵まれない集団が、集団的な発達の展望の中で最優先権が与えられるべきである」としているように、従来の教育に恵まれなかった人々がその対象者である。従来の教育では恵まれなかった早く学校を終えた人々の教育の問題であった。

【国際生涯学習キーワード事典】によればイギリスでは「Lifelong Learning」は「パラダイム」(理論枠組み)を意味するとしている(佐藤一子・三輪建二監訳、東洋館出版社、2001年)。-その事典の原題は「GLOSSARY OF ADULT LEARNING IN EUROPE」であり、日本の生涯学習論では忌避される労働者の教育に関する項目が少なくない。この背景にはイギリスの教育関係省が「教育・職業技能省」(Department for Education and Skills)になったことがある。その前は「教育・雇用省」であったが、これ

は日本の旧文部省と旧労働省とを統合した省庁であることが分かる。「Education」は「教育」と同義と考えれば上のイギリスの省庁名は日本人に理解できないうであろう。しかし、「Education」は「教育」ではない。「Education」は「職業能力開発」であると考えると考えれば理解できる。ユネスコの「成人教育の発展に関する勧告」の「教育」の意味をこの様に理解すると、先に紹介したその前文や定義を良く理解できる。

また、初代文部大臣になった森有礼がアメリカで書いた「Education in Japan」を、中国は日本を見なうために翻訳出版した。しかし、そのタイトルは「文学興国策」であった。中国でも「Education」と「教育」は同義ではなかったのである。中国の近年のスローガンは「科教興国策」という。科学と教育により国を発展させる、という意味であろう。今日中国で用いられているその「教育」は、日清戦争以後に日本から逆輸入された言葉という。日本的な「教育」観が社会主義国として定着した結果であろう。

その中国の労働力の低廉に対する脅威が叫ばれるが、それは一面的である。安いだけではなく、類似の品なら、充分に太刀打ちできる技術・技能が育っている、と言っていることがある。それは「科教」だけではなく、職業教育の強化策とあいまった職業資格への取り組みが実を結び始めた結果なのである。中国の職業資格への取り組みはすさまじいものがある。職業資格取得のための受験生は日本の比ではない。モノ作り労働者の養成は知識教育とは異なり、一朝一夕には不可能であることを肝に銘ずべきである。わが国が驚異的な早さで近代化を進められたのは、シーボルトやペリーが驚

- 1) 例えば、「ランダムハウス辞典」は「Education」を「1. 教授、指導またはスクーリングによって(人の)力と能力を開発すること。2. 指導または訓練によって特定の天職、仕事などの資格を賦与すること；訓練すること；決まりに即して人をeducateすること。3. educationを提供すること；学校へやること。4. (音感、味覚などを)開発または訓練すること；すてきな食物を味わうために味の識別力をeducateすること。」としている。

嘆したように、日本の職人の工芸技術の優秀さがあつたからである。

大阪立大学の堀内達夫氏の紹介によると、フランスにおいてさえ、最近“Education”よりもより広い概念の“Formation”を用いて、雇用に結びついた職業教育訓練を重視している（「フランス継続教育訓練の実情」、企業内教育研究会レジュメ、2003年3月）。このような改革をわが国も注目すべきである。臨教審が「生涯学習」を重視したことをもう一度根本的に見直さねばならないことを示している。「教育」という言葉の呪縛から解かれなると真の「生涯学習」による改革は不可能であるといえる。

3 わが国の「生涯学習」論の発端

1969（昭和44）年に制定された（新）「職業訓練法」は「職業訓練は、労働者の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われなければならない。」と規定した。この制度を連達では「いわゆる『生涯教育訓練』」であるとされた。この標榜は、我が国で最初に「生涯教育」を用いた森隆夫編者の著書や、宮原の「生涯学習」よりも早かつた。しかし、その生涯教育訓練の重要性に反し、それが広く国民に支持されたとはいえない。

このような状況の下、「日本人の職業生涯と能力開発を考える」懇談会が労働大臣の私的諮問機関として1980（昭和55）年に設置された。座長は天城勲文部省元事務次官、委員として大沼淳全国専修学校連合会会長、牛尾治朗、本田宗一郎、牧野昇氏の財界代表、同盟の小寺勇局長、総評の淵上保美氏、学界から梅村又次、公文俊平、斉藤進六、高梨昌氏、報道関係の有馬真喜子氏、縫田暉子婦人教育会館館長、道正邦彦中央職業能力開発協会理事長等14名が任命されていた。

各委員は審議に関して次のようなメモを提出している。有馬・縫田「女子の能力開発」、牛尾「提言」、大沼「1980年代の人材養成を考えるうえで」、小寺・淵上「生涯教育訓練体制の具体化」、斉藤「学歴のもつ意味」、高梨「学校教育と職業訓練制度の現状と問題点」、道正「働きがい、生き

がいのある職業生涯をめざして」、牧野「職業生涯と能力開発」である。特に小寺・淵上氏の「生涯教育訓練」の言葉は当時では早いものであったことが窺われる。しかし、「職業訓練法」の理念と当時のヨーロッパでの労働運動における論議からすれば日新しい論ではなかった²⁾。

懇談会の上のメモを中心に論議を行い、①人口の高齢化と社会的、経済的環境の大幅な変化に対応した基本的考え方の転換、②中高年者の生きがい、働きがいを確保するための能力開発と活力維持の方策、③女性の職場への進出増加に対応した能力活用の方途、④見直されるべき青少年に対する教育訓練、⑤職業生涯の変化に即応した職業能力の開発、向上と職業能力評価体制の整備を提言した（労働省職業訓練局「日本人の職業生涯と能力開発を考える一懇談会の記録一」、昭和55年、雇用問題研究会）。

このような提言に対して、各新聞も「“やり直し”きく職業制度を」（日本経済新聞）、「“やり直し人生”へ環境づくり」（産経新聞）、「転職可能な環境作れ」（毎日新聞）、「在職中高年に焦点」（読売新聞）、「複職人生のすすめ」（朝日新聞）（朝日のみ7月10日、他は7月4日）等の社説・論評を加え、基本的には懇談会の報告を支持していた。この懇談会の報告がその後の生涯学習の体制に大きな影響を及ぼしたと窺える。

マスコミの反響から見て、この懇談会の報告により、学校教育一辺倒から、社会的には生涯職業能力開発を重視すべきという気運が一気に盛り上がったと言えらる。特に働く人々の職業能力開発の問題は、社会的には喫緊の課題であったのであるが、懇談会の報告では実効性がない。その問題を具体化しようとしたのが臨時教育審議会だったといえる。

臨時教育審議会の答申を受けて、「生涯学習の新興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（生涯学習振興法）が平成2年に制定された

2) 宮原編著の著書には、1972年にフランス労働総同盟が発表した「継続教育の枠組みにおける成人教育」の提案が紹介されている。

が、文部省主導の法律であったため、そこでは核心の労働者のための生涯学習は「別に講じられる施策」とされた。このような規定は欧米との大きな隔たりであり、臨教審答申との根本的な差異であった。

「別に講じられる施策」とは「職業能力開発促進法」のことである。次に紹介する、大阪市立大学学長の児玉氏を通った職業訓練所を受け継いだ職業技術専門学校やポリテクセンター等を運営している専業である。

4 大阪の知られざる「生涯学習」

ところで、大阪は庶民の街として知られる。「庶民」の主役は街の人であり、労働者のはずである。庶民の街は昔から職業訓練（労働者の教育・学習）が盛んであった。そして、職人も創造的な製品を開発してきた。

記録に残っているものでは1914（大正3）年には天満職業紹介所附設大阪労働共励館が設立され、市内の失業者を対象に職業訓練を実施していた。その後様々な弱者に対する施設が設立され、昭和初期には類似の施設が市内に10ヶ所（他に府下に1ヶ所）開設されている。

また、1932（昭和7）年に大阪市立中央職業紹介所は公共機関における機械工養成の我が国最初の試みとして、機械工志望の少年を汽車製造（株）に委託し、「機械工技術講習」を開始した。この経験がその後の公共職業訓練における機械工養成のモデルとなっている。

1949（昭和24）年には、府下に8カ所（市内に5カ所）の職業補導所があった。そこで様々な技術・技能を修得した人たちは、戦後の復興に貢献したはずである。その後紅余曲折をへて、現在、大阪府には府立の職業技術専門学校が7カ所（大阪市内に3カ所）、国営の職業能力開発高等学校と職業能力開発センターが2カ所ある。それらの施設では、新規学校卒業者はかりでなく、在職者および離職者、失業者のための職業能力開発を行い、まさに職業のための生涯学習の機会を提供している。

大阪市立大学学長の児玉隆夫氏は、中学校を卒業すると、当時の職業訓

練所に入られた。職業訓練所を修了すると大阪大学に就職し、実験装置の製作を任せられた。その間に向学心が芽生え、仕事の傍から定時制高校に通われたという（職業訓練は学歴にカウントされないため）。そして、夜の予備校に通い、大阪市立大学に合格された。その後は低温物理を専攻し、この道の専門家になられた。児玉氏のような人材が、高校に進学しない子ども達の中にあることを関係者には知って貰いたい。学校ののみが人材の養成機関ではないのである。当時のことを児玉氏は、「中3では就職組で、自習になると、おまえ達は運動場で遊んでいなさいとよくいわれた。……」と述べている（東京電力「イリニウム」, 1999年12月）。

児玉氏は「勉強は、しなくなったらすれればいい。英語だって、高校に入ってABCから始めても十分。ただ、やりたくなかったときにきちんとできる体制を作っておく必要はある」と述べている（「天声人語」, 「朝日新聞」2000年5月8日）。この言葉のように、働く人々にとってはその生涯学習を実施できる体制が整備されていなければならないのである。この意味でも、学校卒業者にとっては職業訓練、職業能力開発が、「生涯学習」の重要な機関となっているのである。

職業能力開発施設には国営の施設と都道府県の施設がある。国の運営する施設には全額、都道府県の施設には運営費の半額が「雇用保険法」より出ている。府立の施設の半額は府民税によって補われている。

その「雇用保険法」の財源は勤労者と企業主から徴収される「雇用保険」である。「雇用保険法」の事業は失業給付と付帯事業がある。失業給付には労使の拠出した保険で賄われている³⁾。付帯事業は企業主の拠出した保

3) この一環として、近年の「教育訓練給付金制度」がある。この制度は5年働くと、認定された教育訓練を修了した場合、受講料の80%、上限30万円を還付される。技術革新に遅れないように、自身のレベルアップのためにこの給付金を生涯学習の受講の資金として活用して貰う制度である。現在、府下の約980の施設における様々な講座が指定されている。

険で賄われている。付帯事業の一つが職業能力開発である。職業能力開発に関する事業としては、直接に職業技術専門学校等に向かなくなるとも職業能力開発を受けられる「有給教育訓練休暇制度」がある。ただし、この制度は在職者に対して実施され、補助金の助成は事業主に対して行われる。

以上の公的施設の他に、企業が認定を受けて実施している職業能力開発施設も働く人々の生涯学習の機関の一部であるといえよう。

5 主役が前面になかった理由

以上のように働く人々の生涯学習はきわめて重要な役割と意義を持っている。しかし、我が国の「生涯学習」の用語には何故かこのことが無視、ないしは軽視されているといえる。その理由は何だろうか。

職人は昔、「あまり勉強するなよ、馬鹿になるから」と言っていたという。この比喩には、学校教育は仕事のじやまになる知識が押し付けられる、という真実の一端も表していた。つまり勉強は教育を受ける子供の営みであり、その教育には日本の場合職業を目指すとする概念が入っていないものではなからうか。「学ぶ」は「まねる」が発達した言葉とのことだが、「まねる」ことの第一に大事なことは仕事であるはずにもかかわらずである。「教育」の意味ではなく、「Education」の概念と内容であれば日本の職人も上のように言わなかったかも知れない。そこまでは考えずとも、少なくとも「教育」と言えば日本人は学校教育のことと考え、「学習」と言えば子どものことと想像する。

その「教育」や「学習」は文部省の管轄する業務であると考える。職人や労働者を管轄するのは労働省の業務と考える。このようなことによつて、「生涯学習」の主役が舞台からはずさされているのではなからうか。これが一般国民の思いならやむを得ないが、専門家の場合も似たような「常識」に沿っているのがわが国の問題である。「生涯学習振興法」が文部省主導で制定されたことが英国との違いを示している。

生涯学習が真に必要なのは、学校教育の期間が短い労働者である⁴⁾。教育をうける機会が少なかつた庶民は、日々の生活と労働で学習を受けるゆとりがない。主張する暇もない。しかし、教育論を展開するのは高学歴者である。それはどうしても庶民の視座にはなりにくいのである。

そのような人々、特に職人は「毎日の仕事が勉強だ」という考えを昔から持っていた。勉強は仕事の熟達の中にある、とする考え方である。これは生涯学習の核心であると言える。しかし、このことをきちんと理解している我が国の教育関係者が少ないということ、また、仕事の熟達は教育ではないとする偏狭な我が国独特の教育論が土壌にあることによる。

我が国の働く人々が生涯学習を主張しないことの他の理由に、これらの人々には自分のことについては余り要望しない、という日本人の謙譲の“美風”がある。しかし、“Education”の意味であれば庶民も少しは要望を出すのではないだろうか。このようなことは、生涯学習を最も必要としている庶民、労働者が受講しやすいように制度を整備することが行政の責務であることを示している。生涯学習を受けやすい人達のためよりも、最も必要とする人々のために行政を進めて頂きたい。

大阪府のホームページでは労働局の「労働者等の皆様へ」の「役に立つチェックポイント集」の中に公共職業訓練施設等が紹介されているが、職業訓練の存在を知らない人はそこにたどり着くのが大変である。大阪市のホームページでは「ビジネス・雇用」に「職業訓練を受けたい(A'ワーク創造館)」が紹介されている。この「職業訓練」は、府の紹介とは異なる市独自の内容となっているが、両者の関連がわかりにくいといえよう。また、「大阪市生涯学習情報提供システム」のホームページには職業能力開発へ移るリンクが張られていない。担当者のPRを行う姿勢にも遠慮がちで

4) 権利論以前の問題として、教育に税金が使われているために言える論理である。

あることが分かる。

このような担当者の“遠慮”の背景には、わが国の教育学の狭隘さと学問として「職業訓練学」が理論化されていないということがある。そして、実践の困難性がある。どのようなように努力しても働く人々の職業能力開発は困難な側面が多い。このような職業能力開発は、今後の大事な生涯学習であるとする国民の合意を築くことが行政に求められる緊要な課題だといえよう。

おわりに

近年の不況の到来で「職業」問題が深刻になり、“キャリア”指導関係の施策が花盛りである。不況による学校卒業者の就社が困難な事態を踏まえ、去る6月10日に関係5省の大臣等が集まり、若者の就職(社)難に対する対策が話し合われたが、今日の「教育」のままでは国民に理解されることは困難である。「教育」の言葉では「教育改革」は困難だと思われる。真の生涯学習の社会を築くためには、「教育」の言葉を改革することから始めねばならない。つまり、フリーターの問題も生涯学習論で考えるべきだが、それは個人の問題にとどまらないう、と言うことである。このことは、「生涯学習」を真の“主役”のため、及び“主役”の次世代の候補のために整備しなければならぬことを意味している。そして、「生涯学習」であつても個人の問題に帰するのではなく、行政の責任を明確にすべきであることが肝要であることを示している。

仕事の学習は本当は極めて楽しいものである。世間では若者の3K離れと言われているが、それは仕事の楽しさを知らない者の台詞である。今日でも若者達は職業能力開発施設において、真剣な眼差しで汗を流しながら、「モノづくり」(コンピュータを含む)を学習している。競争ではなく、お互いに仕事を教え合い、学び合っている。それは楽しいからできるのではなく、誇りと生き甲斐を感じられるからできるのである。そして、それが日

本の土台を築いていくのである。

「プロジェクトX」に紹介される「地上の星」の底辺を支えている人々の生涯学習を整備していくことが最も重要な教育改革ではなからうか。

<参考文献>

- ・拙稿「労働者教育」の理論枠組みについて、日本社会教育学会「社会教育関連法制の現代的検討」、東洋館出版、2003年9月。
- ・拙著「生きること・働くこと・学ぶことー「教育」の再検討ー」、技術と人間、2002年4月。
- ・拙稿「「教育基本法」の【勤労の場所における教育】をめぐる教育観」、職業能力開発大学校紀要第28号-BJ、1999年3月。
- ・田中萬年・戸田勝也「「エルゴナジー職業訓練学」の位置と構造」、職業能力開発研究第17巻、1999年3月。
- ・拙稿「モノづくり学習の意味」、山形県立産業技術短期大学校紀要第4号、1998年3月。

都市問題研究 第55巻第11号 (通巻635号)
 発行所 都市問題研究会 発行人 山本 剛史
 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市総務局行政企画課内
 電話 06-6208-7452 FAX 06-6202-7072 振替口座 00940-2-1257
http://www.city.osaka.jp/soumu/menu_b/koho/02.htm
 印刷所 株式会社 きょうせい
 定価650円 本体619円 送料実費負担